

芽室町住まいの ゼロカーボン補助金

申請の手引き

1 芽室町住まいのゼロカーボン補助金について

芽室町住まいのゼロカーボン補助金は、次の2つの事業により実施します。

(1)住まいのゼロカーボン推進事業

北海道が定める「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱(令和5年7月19日施行)」第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業です。

→補助対象機器については、3~5ページをご覧ください。

【対象者】次の要件を満たす方が対象者です。

- ①町内に住所を有する方(実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する方を含む)
- ②本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない方(世帯員を含む)
- ③芽室町暴力団排除条例(平成25年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと

(2)省エネ化推進事業

家庭の省エネ化に対し、町単独で実施する事業です。

→補助対象機器については、6ページをご覧ください。

【対象者】次の要件を満たす方が対象者です。

- ①町内に住所を有する方
- ②本町が徴収する税、使用料等を滞納していない方(世帯員を含む)
- ③芽室町暴力団排除条例(平成25年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと
- ④補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫(補助金を申請する年の10年より前に製造されたもの。)を買い替えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する方

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について

(1)住まいのゼロカーボン推進事業

※対象設備等ごとに、同一申請者の申請は1回限りとします。

※**令和7年6月下旬(町が決定する日)**以降に工事請負契約又は売買契約をしたものが本補助金の対象です。

※暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン以外は、戸建て住宅(賃貸住宅(公共を含む。)を除く)が対象。

暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコンは、「設置承諾書」により、住宅等所有者の承諾を受けた場合に限り、賃貸住宅(公共を含む。)にも設置することができます。

※北海道や芽室町の広報やホームページで、住宅の写真や工事内容を利用することを許諾していただきます。

【性能向上リフォーム:高効率設備の導入(未使用品に限る) … 既設の設備の入れ替え】

共通対象経費:設備本体及び付属する機器、工事費(据付、配線、配管等)、その他町長が認めた経費です。

※既設設備等の撤去に係る経費(撤去した設備等の処理費を含む。)は、補助対象外です。

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
電気ヒートポンプ(エコキュート) ■JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること	1/5	20万円
潜熱回収型ガス給湯暖房機(エコジョーズ) ■給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること ■給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること	1/5	20万円
潜熱回収型石油式給湯暖房機(エコフィール) ■油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること ■石油給湯機にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること ■石油給湯機の貯湯式にあっては、モード熱効率が74.6%以上であること	1/5	20万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯暖房機) ■熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JG KASA705)が102%以上であること	1/5	20万円

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について②

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
<p>暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン</p> <p>■次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能を有するエアコン ①国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 ■統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上(緑のマーク)のものに限る</p>	1/5	5万円

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について③

【太陽光発電システム】

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
<p>太陽光発電 + 定置用蓄電池 <既設住宅に新規に設備を設置 ※新築住宅への設置は対象外> ※2機器を同時設置することが条件</p> <p>■太陽光発電</p> <p>(1)対象設備の要件等:次のすべての要件に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること ②太陽光電池モジュールの合計出力が10kw未満の設備であること ③余剰型配線であること ④電力会社の電力系統に連系できること ⑤未使用品であること <p>(2)補助対象経費</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。</p>	太陽光発電 7万円/kW	28万円
<p>■定置用蓄電池</p> <p>(1)対象設備の要件:次のすべての要件に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること ②蓄電容量が17.76kwh未満であるもの ③電力会社の電力系統に連系できること ④未使用品であること <p>(2)補助対象経費</p> <p>蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。)、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。</p>	定置用 蓄電池 1/3	5万円
<p>定置用蓄電池 <すでに太陽光発電設置済みの住宅></p> <p>■対象設備の要件、補助対象経費は新規設置と同じ</p>	1/2	15万円

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について④

(2)省エネ化推進事業

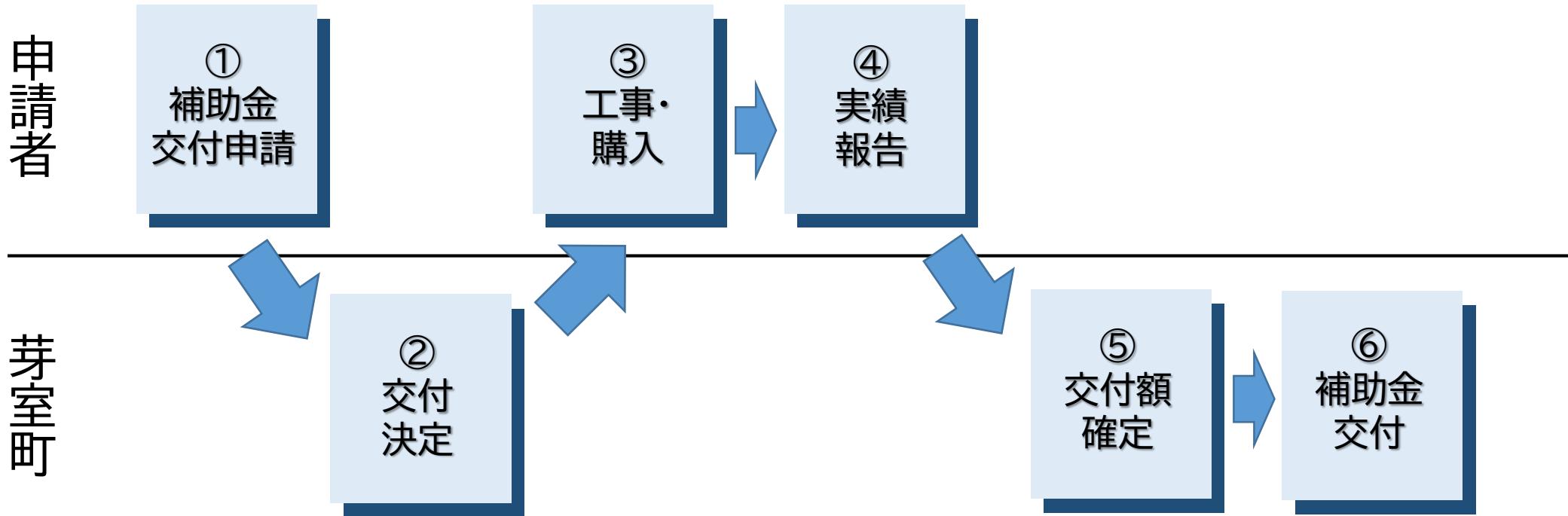
※本補助事業の申請は、同一住宅において1回限りとします。

※**令和7年6月下旬(町が決定する日)**以降に売買契約をしたものが本補助金の対象です。

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
省エネ型電気冷蔵庫 ■補助する年より10年より前に製造されたものの買い換えが対象 ■統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上(緑色のマーク)のものに限る ■補助対象経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫が対象で、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)におけるリサイクル費用から除いた額とする。	1/4	5万円

3 補助金申請の手続きの流れについて

申請、設置工事、補助金交付までの流れは次のとおりです。



- | | |
|--------|------------------------------------|
| ①交付申請 | 対象設備等を購入・設置する前に必要書類を添付し、交付申請を行います。 |
| ②交付決定 | 交付申請の内容を審査し、決定通知書が送付されます。 |
| ③工事・購入 | 交付決定を受けた後、対象設備を購入・設置してください。 |
| ④実績報告 | 対象設備等を購入・設置後、必要書類を添付し、実績報告を行います。 |
| ⑤交付額確定 | 実績報告の内容を審査して交付額を決定し、通知書を送付します。 |
| ⑥補助金交付 | 指定の金融機関口座に補助金が振り込まれます。 |

4 交付申請の手続き方法について

(1)住まいのゼロカーボン推進事業に係る交付申請

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱で定める交付申請書(第2号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
電気ヒートポンプ	<p>(1)芽室町に住所がある方は、町税等納入調査同意書(第11号様式)</p> <p>(2)芽室町に住所がない方は、住所を有する市町村が発行する納税証明書</p> <p>(3)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し</p> <p>(4)導入する設備の仕様が分かるカタログ等</p> <p>(5)その他、町長が必要と認める書類</p>	<p>(1)従来使用していた給湯機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの)</p> <p>(2)JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上の性能を有することを証するカタログ等</p>
潜熱回収型ガス給湯機		<p>(1)従来使用していた給湯機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの)</p> <p>(2)給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード高熱効率が83.7%以上であることを証するカタログ等</p>

4 交付申請の手続き方法について②

(1)住まいのゼロカーボン推進事業に係る交付申請(つづき)

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱で定める交付申請書(第2号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
潜熱回収型石油給湯機	(1)芽室町に住所がある方は、町税等納入調査同意書(第11号様式) (2)芽室町に住所がない方は、住所を有する市町村が発行する納税証明書 (3)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (4)導入する設備の仕様が分かるカタログ等 (5)その他、町長が必要と認める書類	(1)従来使用していた給湯機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの) (2)油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあっては、74.6%以上であることを証するカタログ等
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機		(1)従来使用していた給湯機の写真 (機器の全体写真、メーカー、型番が分かるもの) (2)熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であることを証するカタログ等

4 交付申請の手続き方法について③

(1)住まいのゼロカーボン推進事業に係る交付申請(つづき)

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱で定める交付申請書(第2号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン	(1)芽室町に住所がある方は、町税等納入調査同意書(第11号様式) (2)芽室町に住所がない方は、住所を有する市町村が発行する納税証明書 (3)申請者が所有しない住宅に設置する場合は、所有者の設置承諾書 (4)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (5)導入する設備の仕様が分かるカタログ等 (6)その他、町長が必要と認める書類	(1)設置予定場所の写真(屋内、屋外、配管) (2)次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等 ①国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

4 交付申請の手続き方法について④

(1)住まいのゼロカーボン推進事業に係る交付申請(つづき)

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱で定める交付申請書(第2号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	共通書類	その他の書類
太陽光発電	<p>(1)芽室町に住所がある方は、町税等納入調査同意書(第11号様式)</p> <p>(2)芽室町に住所がない方は、住所を有する市町村が発行する納税証明書</p> <p>(3)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し</p> <p>(4)導入する設備の仕様が分かるカタログ等</p>	<p>(1)太陽光発電設備の設置に係る図面</p> <p>(2)太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類</p> <p>(3)太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類</p> <p>(4)パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの</p>
定置用蓄電池	<p>(5)その他、町長が必要と認める書類</p>	<p>(1)蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等が分かるカタログや図面</p> <p>(2)蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料</p>

4 交付申請の手続き方法について⑤

(2)省エネ化推進事業に係る交付申請

芽室町省エネ化推進事業補助金交付要綱で定める交付申請書(第1号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1)町税等納入調査同意書(第10号様式) (2)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (3)導入する設備等の仕様が分かるカタログ等 (4)統一省エネラベルの情報が分かるカタログ又は書類等 (5)既存の電気冷蔵庫の写真及び製造年が分かる写真又は書類等 (6)その他町長が必要と認める書類

4 交付申請の手続き方法について⑥

交付申請時の注意点(2つの事業共通です)

- 補助金の交付申請期限は、当該年度の2月10日までです。ただし、申請期限が芽室町の休日を定める条例に定める町の休日の場合は、翌開庁日が交付申請期限となります。
- 補助金の交付予定額が予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請書は受け付けません。
- 交付申請をして町から交付決定を受けた後に交付額や補助内容に変更が生じたとき、又は交付対象事業を中止(廃止)する場合は、それぞれの事業の要綱で定める「変更等承認申請書」を提出し、町長の承認を受けなければなりません。
- 交付決定を受けた事業が実績報告の期日までに完了の見込みが立たない場合は、それぞれの事業の要綱で定める「繰越承認申請書」を提出し、町長の承認を受けなければなりません。

5 実績報告の手続き方法について

(1)住まいのゼロカーボン推進事業に係る実績報告

芽室町住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱で定める実績報告書(第7号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	提出書類
電気ヒートポンプ	
潜熱回収型ガス給湯機	
潜熱回収型石油式給湯機	(1)対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等(型番が分かる写真を含む)
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機	(2)対象設備等の設置に係る領収書(明細が分かるもの)、及び契約書がある場合はその写し
暖房機能を有する空気清浄機能 又は換気機能付きエアコン	(3)その他町長が必要と認める書類
太陽光発電	
定置用蓄電池	

5 実績報告の手続き方法について②

(2)省エネ化推進事業に係る実績報告

芽室町省エネ化推進事業補助金交付要綱で定める実績報告書(第7号様式)に次の必要書類を添付して提出してください。

対象設備	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1)対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等(型番が分かる写真を含む) (2)対象設備等の設置に係る領収書(明細が分かるもの)及び契約書がある場合はその写し (3)家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控えの写し (4)その他町長が必要と認める書類

実績報告の注意点(2つの事業共通です)

- 交付決定者は、設備等の設置及び施工完了から30日以内、又は2月20日のいずれか早い日までに提出してください。